

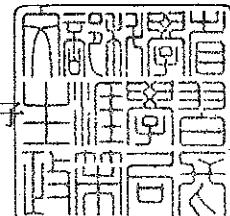


27文科生第44号
平成27年4月7日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学省生涯学習政策局長
河 村 潤



(印影印刷)

学校におけるインターネットの活用にかかる
適切なフィルタリングの設定等について（通知）

学校におけるインターネットの活用については、教科指導におけるＩＣＴの活用及び児童生徒の情報活用能力の育成の観点から、積極的かつ適切な取扱いに努めさせていただいているところですが、最近、児童生徒がインターネットの活用の際に閲覧した画像に起因して体調不良を訴えるという事案が生じております。

このため、学校における児童生徒のインターネットの活用に関して、下記のとおり通知しますので、十分に御了知の上、適切に取り扱われるようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれましては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれましては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれましては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれましては、その管下の学校に対して、本通知の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいくださいますようお願いします。

記

1. フィルタリングの利用について

学校において児童生徒がインターネットを活用する場合には、児童生徒が安全に情報を利用できるようにするために、フィルタリング（インターネットのサイト等を一定の基準で評価

判別し、違法・有害なサイト等の閲覧を制限することができる仕組み。本通知においては、コンピュータ端末に導入するもの及びコンピュータが接続するサーバに導入するものの双方を指す。) を利用することが有効である。

については、各教育委員会、附属学校を置く各国立大学法人及び各学校においては、以下の点に留意してフィルタリングを適切に利用すること。

- (1) フィルタリングの設定状況及び設定の変更方法などを定期的に確認すること。
- (2) 教育用コンピュータのうちインターネットに接続する際にフィルタリングを導入していないものがある場合には、フィルタリングの早急な導入及び適切な設定を行うこと。
- (3) フィルタリングは全ての違法・有害情報の閲覧を直ちに完全に制限することには限界があるため、状況に応じてその設定を柔軟に変更して対応すること。

なお、基本的にはフィルタリングによる閲覧制限の基準を高く設定することが効果的であるが、過度に高く設定すると、違法・有害情報に該当しないサイト等の閲覧まで制限することになり、インターネットの特長を損なう点に留意すること。

2. 授業におけるインターネットの活用について

授業において児童生徒がインターネットを活用する場合には、児童生徒の発達段階に応じて適切な情報を取り扱うことが重要である。このため、各学校においては、教員が児童生徒のインターネットの閲覧状況に注意を払うとともに、やむなく教室等を離れる場合においても、児童生徒に注意喚起を十分に行うなど、児童生徒が安全に情報を扱うことができるよう指導を行うこと。

なお、授業における教員によるインターネット画像等の活用については、「学校における補助教材の適正な取扱いについて」(平成27年3月4日付け26文科初第1257号初等中等教育局長通知)を踏まえ、適切な指導を行うこと。

本件担当：

文部科学省生涯学習政策局

情報教育課教育情報施策調整係

電話：03-5253-4111

(内線：2085)

FAX：03-6734-3712